

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第44号

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則（令和4年伊賀市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第7条の規定に基づき、条例」を加える。

第2条第1項中「に規定する規則で定める申請書」を「の規定による申請」に、「固定資産税課税免除申請書（過疎地域関係）」を「固定資産税課税免除申請書」に改め、「第1号）」の次に「に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出することにより行うもの」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「その旨を第2条第2項の規定により提出する申請書の副本に記載して申請者に交付する」を「固定資産税課税免除決定通知書（様式第2号）により行う」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条中「別」を「市長が別」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「より免除」の次に「の全部又は一部」を加え、「場合において」を「とき」に改め、「、申請した者に対し」を削り、「様式第2号）により」を「様式第4号）により当該免除を受けた者に」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（変更等の届出）

第3条 条例第4条第2項の規定による免除することの決定の通知を受けた者は、当該免除に係る内容を変更し、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに事業変更等届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第2号の次に次の2様式を加える。

【様式第3号】

【様式第4号】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第45号

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則(平成27年伊賀市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「伊賀市保育所・幼稚園利用申込兼教育・保育給付認定申請書(現況届)」を「伊賀市保育所(園)・幼稚園・認定こども園利用申込兼教育・保育給付認定申請書」に改め、同条第3項中「申請書」を「施設型給付費等支給認定現況届(継続入所調書)(様式第1号の2)」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

○教育・保育給付認定の事由			
保護者のいずれもが認定事由の1～10のいずれかに該当すること。事由が重複する場合は、高い方の点数で判定する。			
認定事由・判定点			
1 労働を常態としている場合			
家庭内・家庭外で労働に主として従事している場合は、1月当たりの就労時間で判定する。			
被雇用者、 自営業・農業の 中心者、	1月当たりの就 労時間数	180時間以上	54
		168時間以上180時間未満	51
		156時間以上168時間未満	48
		144時間以上156時間未満	45

自営業・農業の 協力者		120 時間以上 144 時間未満	40	
		96 時間以上 120 時間未満	35	
		72 時間以上 96 時間未満	30	
		48 時間以上 72 時間未満	25	
2 疾病にかかり、若しくは負傷し、若しくは精神又は身体に障がいを持っている場合				
2－①疾病・負傷により、安静を要する場合については程度に応じて判定する。				
程度	入院・ 病臥	軽病		
点数	50	30		
2－②身体障がい者については、身体障害者手帳を確認し判定する。				
身体障害者手帳	1 級	2 級	3 級	4 級
点数	50	40	30	20
2－③知的障がい者については、療育手帳を確認し判定する。				
程度（療育手帳）	A 1 ・ A 2		B 1 ・ B 2	
点数	50		40	
2－④精神障がい者については、障害者手帳（精神保健福祉手帳）を確認し判定する。				
程度（障害者手 帳）	1 級	2 級	3 級	
点数	50	40	30	
3 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）の介護、看護、療育施設等への 付添い等を常時行っている場合				
3－①入所日から 3 月以上の入院付添を要すると認められる者について判定する。				
付 添 い 時 間 （日）	8 時間以上	3 時間以上 8 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	
点数	40	30	20	
3－②家庭で看護又は介護をする者について判定する。（3－①と重複しない。）				
看護時間（日）	8 時間以上	3 時間以上 8 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	

点数	40	30	20
3－③療育（保育）施設、養護学校等への母子通園、付添い又は送迎を常態としている者について判定する。（3－①又は3－②と重複しない。）			
付添い等時間（日）	8時間以上	3時間以上8時間未満	2時間以上3時間未満
点数	40	30	20
4 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合			
状況	4－①概ね過去6月以内に採用選考を受けている、又は内定している。	4－②ハローワーク等の登録が有効である。	4－③その他求職活動を申告している。
点数	25	20	15
5 妊娠、出産（5－①～5－③の重複はできない。）			
5－①妊娠している者又は入所日を起点として、分娩後2月以内の者			30
5－②妊娠中で切迫早流産等により入院又は療養等が必要な場合（2月未満）及び入所日を起点として、分娩後2月以内の者			40
5－③妊娠中で切迫早流産等により入院又は療養等が必要な場合（2月以上）及び入所日を起点として、分娩後2月以内の者			50
6 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			55
7 就学等（7－①、7－②の重複はできない。）			
7－①学校・専修学校等の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する各種学校やそれに準ずる教育施設に在学している場合			45
7－②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に規定する職業訓練等を受けている場合			40
8 児童虐待及び配偶者からの暴力等による場合（8－①、8－②の重複はできない。）			
8－①伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会からの情報提供により、児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合			50

8－②伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会からの情報提供により、配偶者からの暴力により入所児童の保育を行うことが困難であると認められる場合	50
9 保護者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等による育児休業中であることが確認できる場合であって、その育児休業に係る子ども以外の児童について継続入所を希望する場合（転園の場合のみ）	25
10 その他市長が上記1～9に類する事由として認める状況にある場合	その状況に応じて1～9に準じた点数
（備考） 1 教育・保育給付認定に係る事由のうち、労働、同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を介護や看護している場合、学校や療育施設等へ付添等している場合及び就学している場合のいずれかに該当するときは、1月当たり48時間以上を常態としなければ、教育・保育給付認定はできないものとする。 2 就労における判定点数は、1月当たりの就労時間により算定したものとする。 3 求職活動の事由で認定された場合の教育・保育給付認定期間は、3月間とする。この場合の認定について、3月に一度、その状況を確認できない場合は、教育・保育給付認定を取り消すものとする。 4 妊娠、出産の事由で認定された場合の教育・保育給付認定期間は、分娩後56日を経過する日の属する月の末日までとし、その他認定事由に期間が定められている場合はその期間を経過する日の属する月の末日までとする。 5 疾病・負傷による教育・保育給付認定について、入院・病臥とは入所時より概ね2月以上家事や育児が困難であると診断された場合とする。軽病とは入所時より概ね2月以上家事や育児の軽減が必要であると診断された場合とし、いずれも治療に要する期間の属する月の末日までを教育・保育給付認定期間とする。また、治癒するま	

での期間が証明されない場合は、入所日の前月又は教育・保育給付認定期限の月に提出された診断書により教育・保育給付認定の期間を6月以内で認定する。 6 利用希望の施設が児童の居住地及び学校区、保護者の居住地及び勤務先等を考慮し、入所希望の理由が合理性に欠ける場合は、他の施設へ調整できるものとする。	
○優先事由による加点及びその他事由による加点・減点 次に掲げる1～11については1児童1回の加減とし、12～17については該当する保護者の人数の範囲内で加減する。	
項目	加点・減点
1 配偶者のいない女子又は男子が20歳未満の児童を扶養している世帯又はそれに準ずる世帯	70
2 生活保護世帯で就労支援等により児童の保育が必要と認められる場合	50
3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（ひとり親世帯・生活保護世帯を除く。）	25
4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合	10
5 入所児童が障がいを有し、手帳等で確認できる場合	10
6 きょうだい（多胎児を含む。）が既に利用している保育施設等の利用を希望する場合（転園を含む。）	8
7 きょうだい（多胎児を含む。）がその年度内に同一保育所等の利用を希望する場合	5
8 利用申込時点で、申込事由を理由として企業主導型、認可外保育所、一時預かり保育を週3日以上利用している場合（求職中を除く。）	5
9 同一敷地内に居住する祖父母等（65歳以下）が保育可能である場合	-5
10 就学に配慮するため、小学校区内である保育施設等の利用を希望する場合（3歳児以上に限る。）	8
11 保育施設等の閉所に伴い転園を希望する場合	8
12 保護者のいずれかが居宅外で自営業の協力者（給与が支給されている者を除く。）として従事している場合	-10
13 保護者のいずれかが居宅内で自営業の協力者（給与が支給されている	-15

者を除く。)として従事している場合、農業協力者(給与が支給されている者を除く。)である場合又は内職に従事する場合	
14 保護者のいずれかが市内の認可保育施設等に保育士として1月当たり120時間以上就労している、又は就労予定である場合(育児休業復帰予定を含む。)	15
15 保護者のいずれかが単身赴任している場合(祖父母等が同一敷地内に居住する場合を除く。)	5
16 保護者のいずれかが自営業主の場合であって、事業内容を証明する客観資料の提出がない場合	-15
17 保護者のいずれかが申込時において、希望する保育所等に入所できない場合に育児休業の延長を許容すると意思表示した場合	-50
○利用調整及び選考内容(優先順位) 利用調整及び選考時の判定は、保護者のそれぞれについて該当する教育・保育給付認定の事由に基づく各判定点の合計と、該当する優先事由による加点及びその他事由による加点・減点を合算し、保育の必要度について指数づけを行う。指数が同点となる場合は、次の順に優先する。 1 特別の支援を要する家庭、ひとり親世帯 2 就学に配慮するため、小学校区内である保育施設等の利用を希望する場合(3歳児以上に限る。) 3 きょうだい(多胎児を含む。)が既に利用している保育施設等の利用を希望する場合(転園を含む。) 4 保護者のそれぞれについて該当する教育・保育給付認定の事由に基づく各判定点の合計が高い世帯 5 利用希望順位やその他の世帯の状況等	
○保育必要量の区分 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条に規定する保育必要量の認定において「1日当たり8時間までの利用に該当する区分」については次のとおりとし、これに該当しないものは府令第4条に規定する保育必要量の認定における「1日当たり11時間までの利用に該当する区分」とする。た	

だし、保護者からの申出があった場合については、その事由等を考慮して、保育必要量の区分を認定することができる。

- 1 保護者のいずれかの就労時間・就学時間・介護看護等にかかわる時間が1月当たり概ね120時間未満の場合
- 2 保護者のいずれかが求職中である場合
- 3 保護者のいずれかが育児休業中である場合

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第1号の次に次の1様式を加える。

【様式第1号の2】

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

伊賀市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第46号

伊賀市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条第1項中「条例の別表」を「条例別表」に改め、「作業又は」及び「。以下「庶務事務システム」という」を削り、同項ただし書中「ものとする」を削り、同条第2項中「よる」を「より」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等手当における夜間の時間）

第3条 条例別表災害応急作業等手当の部(3)の項の規則で定める夜間の時間は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災現場における応急作業又は当該応急作業のための調査 日没時から日出時までの間
- (2) 避難所運営支援その他災害応急対策に係る連絡調整等 午後10時から翌日の午前5時までの間

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

伊賀市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第47号

伊賀市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

伊賀市児童手当事務取扱規則（平成24年伊賀市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当」に改める。

第2条の見出しを「（記録管理すべき情報）」に改める。

第3条中「「省令」を「規則」に改め、「第1条の3」の次に「の規定」を加え、「省令様式第1号の児童手当・特例給付父母指定者指定届受領証」を「同条の様式第1号による児童手当父母指定者指定届受領証」に改める。

第4条の見出し中「処理」を「様式及びその処理」に改め、同条中「省令第1条の4第1項の認定請求書」を「前項の請求書」に、「認定（認定請求却下）通知書」を「児童手当認定（認定請求却下）通知書」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

規則第1条の4第1項の規定により市長に提出する請求書は、児童手当認定請求書（様式第1号）とする。

第5条及び第6条中「省令」を「規則」に改める。

第7条中「省令」を「規則」に、「を用いて、額改定通知書を」を「により」に改める。

第8条中「省令」を「規則」に改める。

第9条中「省令」を「規則」に、「様式第5号を」を「様式第5号により」に改める。

第10条中「省令」を「規則」に、「であって」を「において」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加え、「手当額」を「支給額」に、「に基づいて」を「により」に、「受給者」を「当該一般受給者又は施設等受給者」に改める。

第11条中「省令」を「規則」に、「同令第4条第3項」を「同条第3項」に改め、「（マ

イナンバー制度による情報連携を含む。)」を削り、「当該手当」を「当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当」に、「当該届出者」を「当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者」に改める。

第12条中「省令」を「規則」に、「当該手当」を「当該届書をもって児童手当」に改める。

第13条第1項中「省令」を「規則」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「にあつても、公簿等によつて」を「においても、受給者のうちに公簿等により」に、「と確認した」を「があると確認した」に、「基ついて当該手当」を「より児童手当」に改め、同条第3項中「転出届」を「転出」に、「附記」を「付記」に改める。

第14条中「省令」を「規則」に、「未支払児童手当等請求書」を「未支払児童手当請求書」に、「未支払支給決定(請求却下)通知書」を「未支払児童手当支給決定(請求却下)通知書」に改める。

第15条第1項中「請求者又は」を「児童手当の請求者又は」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「省令」を「市長は、規則」に、「定める児童手当等に係る寄附の申出書(以下この条において「申出書」という。))」を「規定する申出書」に、「認められた」を「認める」に、「支給される児童手当等」を「請求者に支給される児童手当」に、「申出書に」を「当該申出書に」に改め、同条第3項中「に定める」を「の規定による」に、「寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改め、同条第4項中「請求者等が」を「請求者等は」に、「場合」を「とき」に、「申し出る」を「申出を行う」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第16条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「学校給食費等の徴収等に関する」を「規則第12条の10第1項に規定する」に、「徴収等申出書」を「申出書」に、「支給される児童手当等」を「支給される児童手当」に、「児童手当等」を「当該児童手当」に改め、同条第4項中「徴収等申出書」を「申出書」に改め、「規定する休日」の次に「、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日」を加え、「日とする。」を「日」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条の見出し中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に、「を特別徴収」を「により当該特別徴収」に、「予め送付する」を「あらかじめ通知する」に改め、同条第2項中「様式第14号」を「保育料特別徴収通知書」に、「特別徴収」を「当該特別徴収」に、「送付する」を「あらかじめ通知する」に改め、

同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に、「徴収等」を「徴収等を」に改める。

第18条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「支払期月」の次に「(以下「支払期月」という。)」を加え、同項ただし書中「、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日(以下「休日等」という。)」を削り、「休日等で」を「日曜日等で」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項を同条第2項とし、同項に次の1項を加える。

3 市長は、児童手当の支払いを行うときは、口座振込通知書(様式第15号)により受給者に通知するものとする。ただし、支払期月の支払については、前項の規定による口座振替をもってこれに代えることができる。

第19条中「児童手当等」を「児童手当」に、「、若しくは」を「若しくは」に改める。

第20条中「児童手当等の支給」を「児童手当の支給」に、「児童手当等の額」を「額」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第3号中「印」を削り、「支給対象とならなかった」を「支給対象児童に該当しない」に改める。

様式第4号を次のように改める。

【様式第4号】

様式第5号中「里親」を「里親等」に改め、「印」を削り、「支給対象とならなかった」を「支給対象児童に該当しない」に改める。

様式第6号を次のように改める。

【様式第6号】

様式第7号中「里親」を「里親等」に改め、「印」を削る。

様式第8号を次のように改める。

【様式第8号】

様式第9号中「里親」を「里親等」に改め、「印」を削り、「支給決定」を「児童手当支給決定」に改める。

様式第10号中「寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、「(氏名) 印」を削る。

様式第 11 号及び様式第 12 号を次のように改める。

【様式第 11 号】

【様式第 12 号】

様式第 13 号中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

様式第 14 号から様式第 16 号までを次のように改める。

【様式第 14 号】

【様式第 15 号】

【様式第 16 号】

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。